

第 3 2 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市長（以下「実施機関②」という。）が、第 3に記載する各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 平成30年 4月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、以下のような行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

「発達障害のある」という意味のわかる文書
「学習障害」のあるという意味のわかる文書
（以下これらを「本件対象文書①」という。）
裁判書類一式（プール事故の分）

- (2) 同年 5月 7日、実施機関①は、本件対象文書①は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 5月10日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求①に対して本件処分①のほかにも決定を行っているが、審査請求①は本件処分①を特定して行われたものである。

2 審査請求②について

- (1) 平成30年 5月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、以下のような行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

校長の責務・権限が記載されている文書（法文・通知文書を含む）
（以下「本件対象文書②」という。）
学校の教職員に周知すべきとして文部科学省が作成した文書

- (2) 同年 5月22日、実施機関①は、本件対象文書②は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 5月28日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関①は本件公開請求②に対して本件処分②のほかにも決定を行っているが、審査請求②は本件処分②を特定して行われたものである。

3 審査請求③について

- (1) 平成30年 7月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、以下のような行政文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

名古屋市精神保健福祉センター
「認知」の医学的内容がわかる文書
I C D－10の「認知」の意味内容がわかる文書
（以下これらを「本件対象文書③」という。）

- (2) 同年 7月24日、実施機関②は、名古屋市精神保健福祉センターが管理する行政文書の中に本件対象文書③は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 審査請求④について

- (1) 平成30年 7月11日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、以下のような行政文書の公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

名古屋市精神保健福祉センターに対する開示請求

I C Fにおける「認知」の説明が記載されている文書

（以下「本件対象文書④」という。）

- (2) 同年 7月24日、実施機関②は、名古屋市精神保健福祉センターが管理する行政文書の中に本件対象文書④は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 各実施機関の主張

- 1 本件各処分に係る各決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を非公開した理由として、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 審査請求①及び②について

作成または取得しておらず存在しないため。

- (2) 審査請求③及び④について

作成または取得しておらず存在しないため。（市販の書籍等に記載されている）

- 2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 審査請求①について

本件公開請求①の内容は、「発達障害のある」及び「学習障害のある」の、それぞれの語句の意味がわかる文書ということであるが、本件公開請求①の内容を、「発達障害」及び「学習障害」の用語の意味がわかる文書であると解したとしても、実施機関①は、いずれも当該行政文書を作成又は取得することはしていない。

「発達障害」の語句については、WHO（2005）『ICD-10精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン－ 新訂版』では、「心理的発達の障害（F80－F89）」及び「小児期および青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90－F98）」に含まれる障害を総称して発達障害としている。すなわち、「発達障害」という障害の定義は存在しない。また、「学習障害」の語句については、WHO（2005）では、「学力の特異的発達障害（F81）」を、「特異的読字障害（F81.0）」、「特異的綴字障害（F81.1）」、「特異的算数能力障害（F81.2）」、「学力の混合性障害（F81.3）」、「他の学力の発達障害（F81.8）」及び「学力の発達障害、特定不能のもの（F81.9）」の6種類に分類し、これらの症状が一般的に学習障害と呼ばれている。すなわち、「学習障害」とは、これらの障害を総称した名称であり、特定の障害を示したものではない。

上記のとおり、発達障害及び学習障害の定義については、WHOによる国際疾病分類において、その定義、概念が示されており、実施機関①として、改めて「発達障害」及び「学習障害」の定義を定める必要性に乏しく、対象行政文書を作成・取得する必要があるため、保有してない。

したがって、本件公開請求①に係る行政文書は存在せず、非公開と決定するよりほかないものである。

(2) 審査請求②について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を管理している」と審査請求人は主張するが、その具体的な根拠等については、審査請求書及び他の方法（口頭を含む）において述べられておらず、いかなる理由からかかる主張をしているのか不明であるが、実施機関①において作成または取得しておらず、実施機関①は開示請求に係る行政文書を管理していない。

なお、教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）では、公所の長（すなわち校長）の代決権限について規定されているが、条例第17条第3項により公開の対象外である。同様に、情報提供を行った学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）についても公開の対象外ではあるが、請求内容に「（法文・通知文書を含む）」とあったことから、条例の目的を踏まえ、審査請求人の便宜のため、情報提供を行ったものである。

(3) 審査請求③について

名古屋市精神保健福祉センターの業務において、本件公開請求③に係る行政文書の作成は求められていない。

また、実際に名古屋市精神保健福祉センターにおいて『「認知」の医学

的内容がわかる文書』及び『ＩＣＤ－１０の「認知」の意味内容がわかる文書』は作成していない。

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を管理している。」と主張するが、上述のとおり『「認知」の医学的対応がわかる文書』及び『ＩＣＤ－１０の「認知」の意味内容がわかる文書』は存在しない。よって審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求④について

名古屋市精神保健福祉センターの業務において、本件公開請求④に係る行政文書の作成は求められていない。

また、実際に名古屋市精神保健福祉センターにおいて『ＩＣＦにおける「認知」の説明が記載されている文書』は作成していない。

審査請求人は「開示請求に係る行政文書を管理している。」と主張するが、上述のとおり『ＩＣＦにおける「認知」の説明が記載されている文書』は存在しない。

なお、審査請求人は「参考として添付された報告書（の表紙）は市販されていないと思われる。」と主張するが、これは行政文書非公開決定通知書を送付する際、審査請求人の関心を満たす参考資料を情報提供することとし、解りやすい例としてインターネットで確認できる「ＩＣＦを用いた認知症状態像判定指標の開発に関する調査研究事業報告書」を教示したものであるが、これはあくまで参考としての情報提供であり、本件公開請求④とは関係がない。よって審査請求人の主張には理由がない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が各審査請求書で主張している本件各審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①及び②について

開示請求に係る公文書を管理している。

(2) 審査請求③について

開示請求に係る行政文書を管理している。

(3) 審査請求④について

開示請求に係る行政文書を管理している。

参考として添付された報告書（の表紙）は市販されていないと思われる。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件対象文書①から④の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書①から④の有無について

(1) 本件対象文書①から④について

公開請求書の文言から本件対象文書①から④はそれぞれ以下の文書であると解される。

ア 本件対象文書①は、発達障害及び学習障害という言葉の定義が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②は、幼稚園、小学校、中学校等、各種学校における校長の職務における責務及び職務において与えられた権限の内容が記載された行政文書である。

ウ 本件対象文書③及び④は、認知という言葉の定義やその内容が記載された行政文書である。

(2) 各実施機関が、本件対象文書①、③及び④に関連する事務を行う際、各用語の意味するところの確認は、条例第 2条第 2号アに該当する市販の書籍を利用すれば足りるため、本件対象文書①、③及び④を作成または取得する必要はないとする各実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) また、各種学校における校長が、当該学校の長として総括的に当該学校を管理監督する役割を担っていることは条例第17条第3項に該当する関連法令等を参照すれば足りることから、本件対象文書②を作成または取得する必要はないとする実施機関①の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 加えて、審査請求④について審査請求人は、上記第52(3)のとおり、参考として添付された文書は、市販されていないと主張するが、当該文書は実施機関②が本件処分④をするに際し、審査請求人に情報提供するために入手したものであり、本件対象文書④に該当するものではないとする実施機関②の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 上記(2)から(4)の各実施機関の主張について、審査請求人は具体的に何も主張していないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

4 したがって、本件対象文書①から④は存在しないものと認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成31年 3月28日	弁明書の受理
3月29日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知

令和 2年 8月 5日	弁明書の受理
8月11日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(3) 審査請求③及び④

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
2月22日	弁明書の受理
3月 1日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
3月25日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦